

新規排水設備工事にかかる

借入利率が10年間ゼロに！

排水設備等資金融資あっ旋及び利子補給制度

既存住宅の新規排水設備等の工事資金を一時的に負担することが困難な方に
工事資金の融資をあっ旋し、利子補給を行います。

融資あっ旋額	200万円以内
返済期間	10年以内
返済方法	元利均等返済
利子補給	毎年1月から12月の間に支払った利子分 を各年度末に一括して補給
対象者	工事を行う住所に住んでいる方又は工事 完成後住民登録する予定の方で、市税等 の滞納のない方
取扱指定金融機関 (京丹後市内の 支店に限る)	京都銀行・京都北都信用金庫 京都農業協同組合・但馬信用金庫 京都府信用漁業協同組合連合会
対象となる工事	既存住宅の新規排水設備等の工事 ・水洗便所にするための排水設備工事 ・洗面台、台所の流し台、浴槽器具等 及び設置工事 ・トイレの床復旧工事 ※給水工事・大工工事等を除く ※併用住宅の場合は居住部分が建物 全体の1/2以上であること

令和8年度は
固定金利

4.0% です

※京丹後市が利子全額を補給します。

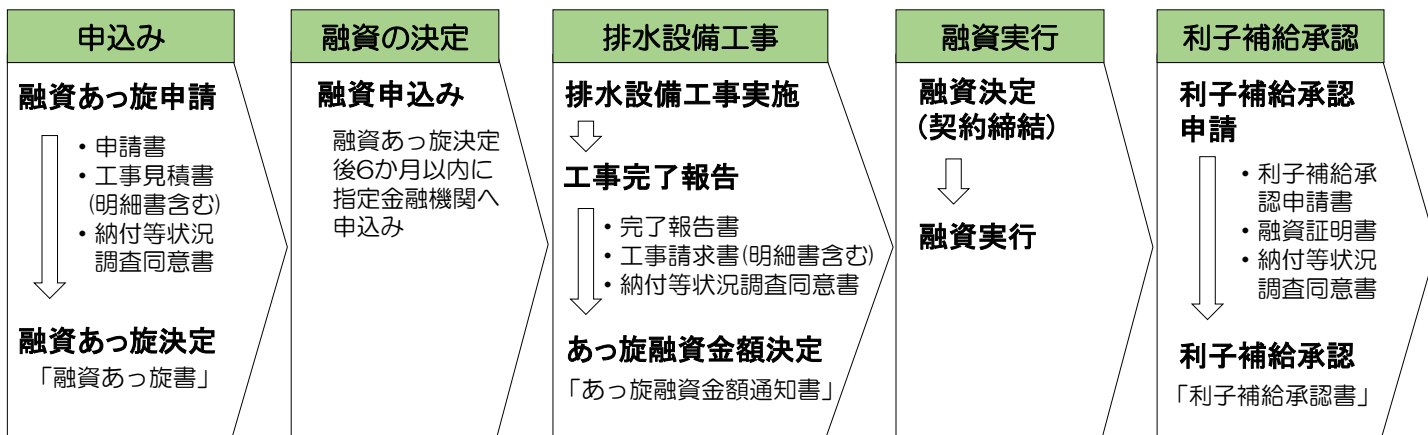


返済期間10年の場合の
返済額の目安は
借入額 100万円 で
毎月 10,124円 です。



このケースでは
利子 約21万円を
支援します！

■融資あっ旋・利子補給承認の流れ



市の融資あっ旋決定により工事着工可能です。

注意事項

- 表示金利は令和8年度中に融資実行（借入れ）する日の適用金利（年率）であり、金利は毎年度見直します。
- 融資条件は各金融機関によって異なり、また別途保証料が必要となる場合があります。
- 金融機関の審査によっては融資が受けられない場合があります。